

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

我が国の少子化は、平成2年の『1.57ショック』と呼ばれる合計特殊出生率の低さが問題となり、深刻な状況であるとの認識が一般化されました。

国では、平成6年12月に子育てと仕事の両立支援等の子どもを生き育てやすい環境の整備を目指した『エンゼルプラン』を、平成11年12月には、中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として『少子化対策基本方針』を策定し、以後、『新エンゼルプラン』、『仕事と子育ての両立支援等の方針について（平成13年7月閣議決定）』に基づく『待機児童ゼロ作戦』等により、社会全体で子育てをする支援対策に取り組んできました。

しかし、我が国においては、第2次ベビーブーム（昭和46年～49年の間は、年間205万人の出生）以降ほぼ一貫して少子化が急速に進行しており、平成19年の出生数は約109万人で、第2次ベビーブームの半数まで減少しています。少子化の要因としては、従来から「晩婚化・未婚化」が指摘されてきたところではありますが、これに加えて結婚した夫婦から生まれる子どもの数も減少していることが新たに明らかになりました。現状のままでは、国の総人口は減少し続け、このような少子化の進行は、国の社会経済に大きな影響を及ぼすものであることから、もう一段の対策の推進が開始されることとなりました。

当面の取り組み方針として、新しい「将来推計人口」の結果を受けて、これまでの少子化対策について改めて点検し、少子化の流れを変えるための実効性のある対策について、国、地方公共団体、企業等が一体となって次世代育成支援を進めることとされ、都市化・核家族化の進行等により脆弱化してきた家庭や地域社会における「子育て機能の再生」の実現が目的として位置付けられています。また、従来の取り組みは、保育をはじめとする「子育てと仕事の両立支援」が中心でありましたが、これに加え新たに「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」といった4つの柱に沿った総合的な取り組み『少子化対策プラスワン』を取りまとめ、これらを具体的に推進するために平成15年7月に『次世代育成支援対策推進法』が制定されました。

子どもや子育てをめぐる環境が依然として厳しい中、待機児童の問題や仕事と子育てを両立できる環境の整備が不十分であるなどの課題に対処し、質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するため、平成24年8月に『子ども・子育て関連3法』（『子ども・子育て支援法』、『就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律』、『子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律』）が成立しました。これに伴い、『次世代育成支援対策推進法』に基づく地方公共団体における地域行動計画の策定は、子ども・子育て支援法により『子ども・子育て支援事業計画』の策定が義務化されたため、任意化されました。

未だ解消されない待機児童・少子化問題に対応するため、国は平成29年に『子育て安心プラン』を公表し、女性就業率を80%に対応できる保育の受け皿を確保することとし、令和元年5月には、幼児教育・保育の無償化等に消費税率10%への引き上げによる財源を投入することとしました。

第2節 計画の目的

本計画は、幼児期の教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の需要に対する提供体制の確保方策等を定め、津南町の子ども・子育て支援施策の総合的及び計画的な実施を目指し策定するものです。

第3節 計画の期間及び位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する『子ども・子育て支援事業計画』にあたる法定計画であるとともに、これまで取り組みを進めてきた『次世代育成支援対策推進法』に基づく『次世代育成支援対策後期行動計画（母子保健計画を含む）』を継承する計画です。

子ども・子育て支援法第61条第1項で規定する5ヶ年を1期とし、平成27年度から平成31年度までを第1期計画、令和2年度から令和6年度までを第2期計画とします。

H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
次世代育成支援対策後期行動計画															
				策定	子ども・子育て支援事業計画(第1期)										
									策定	子ども・子育て支援事業計画(第2期)					

計画の対象は、津南町すべての子ども（児童福祉法で定める18歳未満）とその家庭、地域、企業、各種団体、行政、子どもに関わるすべての個人及び団体としています。

津南町では、昭和47年から10年毎に先を展望した総合振興計画を策定し『健康でやさしさあふれる快適なまちづくり』を施策の柱として取り組んできました。

平成6年には、高齢者だけでなく全町民を対象とした『津南町保健医療福祉計画』を策定し、子育て支援の推進を図ってきました。また、次世代育成支援対策行動計画では、「子どもの心の安らかな発達と育児支援」、「保育所の整備充実」、「児童、青少年の健全育成」等の基本目標を掲げ、幅広く施策を展開してきました。しかし、時代とともに新たな課題、ニーズが生じてきています。現状を分析し、課題を踏まえた上で『津南町総合振興計画』及び『津南町保健医療福祉計画』との調和をとった計画とします。

楽しく思える、また、子育ての喜びや生きがい、生命の尊さを次代に伝えられるような支援環境づくりを目指します。また、現に子育てをしている世代の不安、孤立感を和らげることを通じ、親としての成長を支援できる環境づくりを目指します。

第4節 計画の策定方法

本計画の策定に当たっては、津南町子ども・子育て会議において検討を行ったほか、平成31年2月に『津南町子育て支援事業計画ニーズ調査』を実施し、子育て世帯の意向や生活実態から見えるサービスの量及び質的なニーズを把握した上で、今後の人口推計や社会的な背景等を踏まえて策定しました。当該調査の結果報告書は、別添資料として編綴します。